

高額介護サービス費の利用者負担段階区分の一部変更について

高額介護サービス費は、同じ月に利用したサービスの利用者負担額の世帯合算が一定の上限額を超えた場合に、その差額が支給される制度です。この上限額を決める利用者負担段階の区分について、要件の一部が変更になりました。

変更点

- ・対象者：世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額※の合計が80万円以下の方
- ・変更内容：合計80万円以下→**合計80万9千円以下**
- ・適用日：令和7年8月サービス利用分から

※その他の合計所得金額：地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額です。

【令和7年8月サービス利用分から】

	利用者負担段階区分	上限額
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人 が世帯にいる場合	○課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	○課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	○課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
○一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
○住民税非課税世帯等		世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者 ・課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円以下の人 		個人 15,000円
○生活保護の受給者		個人 15,000円
○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

【これまで（令和7年7月サービス利用分まで）】

	利用者負担段階区分	上限額
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人 が世帯にいる場合	○課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	○課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	○課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
○一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
○住民税非課税世帯等		世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者 ・課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人 		個人 15,000円
○生活保護の受給者		個人 15,000円
○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

（連絡先 長久手市役所福祉部長寿課 介護保険係
電話（0561）-56-0613 FAX（0561）-63-2940）